

# 令和8年度 長久手市 保育所等入園案内

【令和7年9月】

入園対象年齢

令和8年4月1日現在

クラス年齢	対象児（生年月日）の範囲
5歳児	令和2（2020）年4月2日～令和3年4月1日
4歳児	令和3（2021）年4月2日～令和4年4月1日
3歳児	令和4（2022）年4月2日～令和5年4月1日
2歳児	令和5（2023）年4月2日～令和6年4月1日
1歳児	令和6（2024）年4月2日～令和7年4月1日
0歳児	令和7（2025）年4月2日～（※）

※0歳児クラスは生後6か月経過後の翌月1日から入園できます。なお、産休あけ保育実施園は生後57日から（令和8年4月1日の入園を希望される場合は、分娩予定日が令和8年2月3日までの方が対象）入園できます。産休あけ保育の実施は、12ページをご覧ください。

## 【当初申込み】

令和8年4月から9月までに入園を希望される方の入園手続きについて 3ページ

受付期間 令和7年9月16日（火）～10月10日（金）

郵送申込みの場合、令和7年9月30日（火）消印有効

上記受付期間内に申込みされた方を優先して入園調整を行います。期日厳守でお申込みください。受付期間を過ぎて申込みされる場合は、随時申込みとなります。

## 【随時申込み】

当初申込み期間を過ぎて申込みされる方  
令和8年10月以降に入園を希望される方 の入園手続きについて 7ページ

随時、受付をします。遅くとも入園希望月3か月前の月末までにお申込みください。（例：10月入所希望の場合、7月末まで）

## よくあるご質問

19ページ

### 目次

1	はじめに～保育所・地域型保育施設の利用にあたって～	1
2	当初申込みについて	3
3	転園調整について	6
4	随時申込みについて	7
5	児童の健康・成長に関わる配慮事項について	8
6	休園日・休日保育事業について	9
7	保育料等について	9
8	入園申込みに関する注意事項について	10

### 資料編

9	長久手市保育所等入所選考基準指数表	11
10	長久手市内保育所等一覧	12
11	利用者負担額（保育料）基準額表	14
12	申込書等記入例	16
13	よくあるご質問	19

### 別冊「施設案内」

1	市内保育所・地域型保育施設紹介	1
2	長久手市の保育サービスの紹介	15

【問合せ先】長久手市子ども部子ども未来課保育係

〒480-1196 長久手市岩作城の内60番地1 電話 0561-56-0615

## 〈保育園等の閉園について〉

### ○長湫東保育園

建物の老朽化により、**長湫東保育園を令和9年3月31日に閉園します。**

令和8年度は4歳児クラスの受入れを停止します。**令和8年度1・2・3・4歳児クラスの児童は、長湫東保育園への入園はできません。**なお、令和8年度に長湫東保育園に在園する5歳児クラスの児童は、入所要件に変更がなければ卒園まで保育園に在園することができます。

### ○パセリ保育室

**令和8年3月31日をもって、パセリ保育室が閉園されます。**令和8年度以降は、0歳から2歳までの、全てのクラスで入園ができません。

## 〈令和7年10月以降の保育料について〉

令和7年10月より、保育料の改定に伴い、階層区分の変更及び第二子無料化、半額の対象が拡充されます。改定後の保育料表を、本案内14及び15ページに掲載していますのでご覧ください。なお、令和8年度における保育料は未定です。

## 〈令和8年度当初申込みに係る2歳児クラス以上の新入園児面接について〉

入園決定前の児童面接について、昨年度までは翌年度3歳児クラス以上を対象として実施していましたが、今年度は2歳児クラス以上（令和8年度）を対象として実施いたします。詳細は、5ページをご覧ください。（0歳から1歳児クラスの入園面接は、昨年度同様、入園決定後に実施します。）

## 1 はじめに ～保育所・地域型保育施設の利用にあたって～

### 1 教育・保育給付認定

保育所等を利用する場合、市が利用者の費用の一部を給付費として負担し、事業者に支払います。そのため、利用を希望する方は、教育・保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。保育所等入園申込時に、支給認定申請書のご提出によって、同時に手続きを行います。

年齢	保育の必要性	認定区分		利用時間	利用先
満3歳以上児	教育を希望される場合	1号認定	教育認定	教育標準時間	新制度移行幼稚園、認定こども園(教育利用)
	「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望される場合	2号認定	保育認定	保育短時間(※) (最長8時間)	保育所、認定こども園(保育利用)
保育標準時間 (最長11時間)					
満3歳未満児	「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望される場合	3号認定	保育認定	保育短時間(※) (最長8時間)	保育所、認定こども園(保育利用)、地域型保育施設
保育標準時間 (最長11時間)					

#### ※保育短時間認定

保育所等に通園する児童で8時間未満の保育が必要で、各施設の定める短時間の時間帯に登降園を行える者に行う認定。短時間の時間帯に登降園ができない場合は標準時間認定となります。各施設の定める短時間の時間帯は、別冊の「施設案内」を参照ください。

なお、保育の必要な事由が求職活動、育児休業の方は短時間認定となります。

## 2 入園できる要件（「保育の必要な事由」）

長久手市に住民票があり、その児童の保護者が下記の事情により、保育所等における保育が必要な状態にあること（「保育の必要な事由」に該当すること）が保育所等に入園できる要件となります。保育所及び地域型保育施設の要件は同じです。

○「保育の必要な事由」の確認書類 ※児童の保護者（父、母等）それぞれの書類が必要です

保育の必要な事由	内 容	証 明 書 類
(1) 居 宅 外 労 働	月 60 時間以上の仕事をしている場合	<u>就労証明書</u> （雇用形態にかかわらず全員必要） 自営の方 →注意事項 イ・ウの書類も添付
(2) 居 宅 内 労 働	月 60 時間以上の家事以外の仕事（自営・内職等）をしている場合 （0～2 歳児クラスは、内職不可）	
(3) 母 親 の 出 産 等	妊娠中又は出産後間がない場合 （出産予定月の前後 2 か月間）	<u>母子手帳</u> の写し （表紙及び分娩予定日の記載があるページ）
(4) 疾 病 等	病気、負傷もしくは精神、身体に障がい を有している場合	<u>保育の必要性がわかる診断書（期間がわかるもの）、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳</u> の写し等
(5) 疾病等の介護	長期にわたり病気、障がいのある親族を 介護している場合で、月 60 時間以上居 宅内又は居宅外でその方を介護する場 合	<u>介護等が必要な方の診断書（期間がわかるもの）、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等の写し及び介護等のタイムスケジュール</u>  タイムスケジュールの様式は市ホームページから ダウンロード可（子ども未来課窓口でも配付）
(6) 災 害	震災、風水害、火災その他の災害により、 その復旧にあたっている場合	り災証明書
(7) 求 職 活 動	仕事を探している場合 （利用開始日から 3 か月間）	証明書類不要
(8) 就 学	学校教育法に定める学校や職業訓練施 設等に通っている場合	在学証明書及びカリキュラム等
(9) 虐 待 ・ DV	虐待や DV の恐れがある場合	個別にご相談ください
(10)そ の 他	上記のほか保育が必要と認められる場 合	個別にご相談ください
	育児休業中に利用する場合 （新規申込みは3歳児クラス以上のみ）	(1)居宅外労働と同様の書類を提出

※(3)、(4)、(5)、(7)の要件については、該当期間中の承諾となります。

※育児休業中の保育所等への継続入園については、0～1 歳児クラスは保育所等への入園要件がなくなるため、退園となります。2 歳児クラス以上については、集団保育の必要性などから、育児休業期間中も保育所等へ継続して入園することができます。（但し、2 歳児クラスは、出産予定月を含む 3 か月よりも前に在園していることが条件となります。）また、3 歳児クラス以上で育児休業中の方は、新規申込みが可能です。（2 歳児クラスの新規申込みは不可）

### 【注意事項】

ア 全ての添付書類には、余白に児童の氏名、生年月日の記入をお願いします。

イ 自営業（中心者）の方は、最新の確定申告書（第一表・第二表）・青色申告承認申請書・開業届（令和 7 年開業の方に限ります。）のうちいずれか 1 つの写しを提出してください。

ウ 自営業（専従者）の方は、最新の確定申告書（第二表の専従者給与のわかる部分）・青色申告専従者給与に関する届出書のうちいずれか 1 つの写しを提出してください。

エ 提出書類に事実と相違があった場合、入園承諾後でも入園を取り消すことがあります。

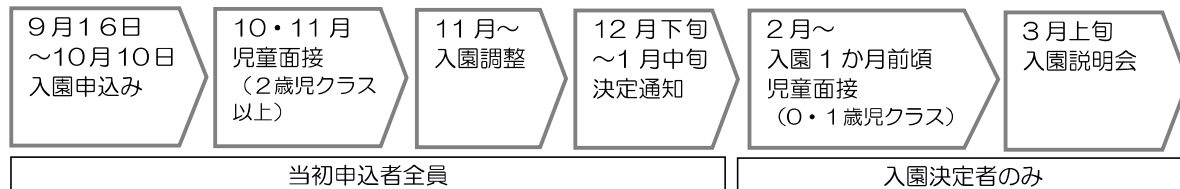
オ 入園までに就労状況等に変更があった場合も、入園承諾後でも入園を取り消すことがあります。

カ 就労状況（予定）確認のため、勤務先等へ確認することがあります。

## 2 当初申込みについて

### 1 申込受付期間

令和8年4月1日から令和8年9月30日までに入園を希望される方は、令和7年9月16日（火）から10月10日（金）まで（郵送の場合は令和7年9月30日（火）消印有効）に申込みしてください。



### 2 申込方法

以下のいずれかの方法で申込書類を提出してください。

ただし、特別な配慮が必要な児童（障がい児保育を希望する児童）の申込みは、市役所子ども未来課窓口にて職員に申し出いただき、直接申込書類を提出してください。

①市役所窓口受付  
平日 8:30～17:15  
（土日祝日除く）

市役所子ども未来課窓口にて直接申込書類を提出してください。  
2歳児クラス以上は受付時に児童面接の予約を行います。

②郵送受付

申込書類を郵送してください（令和7年9月30日（火）消印有効）。  
簡易書留等記録の残る郵送方法をご利用ください。  
なお、2歳児クラス以上は、児童面接の予約を行うため、子ども未来課より追って保護者の方にご連絡をします。

〈あて先〉 〒480-1196 長久手市岩作城の内 60 番地 1  
長久手市役所 子ども部 子ども未来課 保育係  
「令和8年度当初申込書類在中」



#### 上記期間中の窓口相談・書類提出に関するお願い

上記受付期間中は、子ども未来課窓口の混雑が予想されます。

そのため、上記受付期間中の窓口での入園相談については、1件15分以内（目安）とさせていただきます。お電話でのご相談もできますので、ご不明な点がある場合は、子ども未来課保育係（0561-56-0615）へお問い合わせください。

また、例年、上記受付期間最終週は書類の提出が集中します。不備があった場合に書類の再提出が間に合わない可能性がありますので、書類が揃い次第、すみやかにご提出いただきますようお願いいたします。

### 3 申込書類

○全員提出 ※様式は市ホームページからもダウンロード可

提出書類		必要部数	備考
①	保育所等入所申込書兼児童台帳	申込児童で1部	16ページ以降の記入例をご確認ください
②	施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書	//	
③	児童世帯状況調査票	申込世帯で1部	児童の保護者(父、母等)それぞれの書類が必要です。 2ページをご確認ください
④	「保育の必要な事由」の確認書類	申込世帯で1セット	
⑤	番号(マイナンバー)確認書類	//	②に記載した世帯員の番号確認書類(※)の写しを提出してください。 ※通知カード、個人番号記載の住民票、個人番号カード、個人番号通知書のうち1点
⑥	本人確認書類	//	②の認定保護者氏名欄に記載した方の本人確認書類(※)の写しを提出してください。 ※運転免許証、個人番号カードなど顔写真付き証明書類1点 顔写真付き証明書類がない場合は、健康保険被保険者証、年金手帳など証明書類2点
⑦	保育所等入園申込チェックシート	//	

○状況により提出が必要な書類

状況	提出書類	備考
長久手市に転入予定の方	賃貸借契約書又は建築契約書等の写し (契約者名、転入先住所、賃貸開始日又は引渡日の記載があるページ)	
申込児童が出生前の方	申込児童の母子手帳の写し (表紙及び分娩予定日の記載があるページ)	
離婚調停中の方	事件係属証明書の写し	
認可外保育施設利用者で、長久手市に住民票があり、長久手市の認可保育施設の入園できる要件を満たし、月60時間以上預けている方 (求職中、育児休業中の要件を除く)。	認可外通園証明書 様式は市ホームページからダウンロード可(子ども未来課窓口でも配付)	認可外保育施設通所助成金の対象となる場合があります。別冊「施設案内」をご覧ください。
障がい者(児)が同じ世帯にいる方 (申込児童も含む)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書等の写し	

**【注意事項】**

提出された書類等は入園が決定した場合、入園(予定)施設と共有させていただきます。

## 4 児童面接

2歳児クラス以上（令和8年度）の児童は、当初申込者全員、下記日程で各保育園にて児童面接を行います。**児童の状況等を伺いますので、児童同伴でお越しください。**

面接時間については、申込書類受付時、又は後日子ども未来課から保護者の方にご連絡をし、決定します。原則、第一希望の保育園が指定する日に保育園で面接を行います。ご予約の合わない方は、第二希望以降の保育園で行います。

※ 地域型保育施設が第1希望の場合は、保健センターで面接を実施いたします。

	保育園名	面接日時	面接場所
2歳児クラス以上 (当初申込者全員)	①上郷保育園	10月31日(金)	午前9時～正午、 午後1時～4時の間  ひとり15分程度
	②色金保育園	10月31日(金)	
	③長湫東保育園	11月4日(火)	
	④長湫西保育園	10月30日(木)	
	⑤長湫北保育園	10月30日(木)	
	⑥長湫南保育園	10月30日(木)	
	⑦市が洞保育園	10月20日(月)	午前9時～正午の間  ひとり15分程度
	⑧アスクはなみずき保育園	10月21日(火)	
	⑨アートチャイルドケア長久手保育園	11月4日(火)	
	⑩アインながくて保育園	10月29日(水)	
	⑪てとろ北保育園	11月4日(火)	
	⑫ALL4KIDS ナーサリースクール長久手	10月28日(火)	
	⑬コロポックル長久手保育園	10月28日(火)	
	⑭地域型保育施設	10月24日(金)	
0～1歳児クラス (入園決定者のみ)	4月入園者：2月上旬から3月上旬 5月以降入園者：入園の約1か月前 詳細は、結果通知に同封する各園の案内をご確認ください。		各保育園 (地域型保育施設は保健センター)

## 5 入園調整

11ページの長久手市保育所等入所選考基準指数表により、クラス年齢ごとに指数の合計が高い順に入園を決定します。指数の合計が同じ場合は基本指数の高い方を優先し、基本指数も同じ場合は抽選番号の小さい方を優先します。(クラス年齢とは、年度の4月1日現在の年齢です。)

**令和7年10月17日(金)までに、順次、当初申込の方全員に、指数と不備内容(不備がある方のみ)を記入した「保育所等入園申込チェックシート」を子ども未来課から各ご家庭へ郵送します。指数の変更や不備がある場合は、市役所子ども未来課窓口へ提出してください。令和7年10月24日(金)までに揃っている書類で初回の審査を行います(郵送の場合、締切日必着)。**

10月17日(金)から1週間が経過してもチェックシートが届かない場合は、書類の受付ができていない恐れがありますので、お問い合わせください。

第一希望の園で調整できない場合は、第二希望以降の園での調整又は待機となります。なお、申込書に記載された園のみの調整となりますので、通える園は全てご記入ください。

調整結果及び支給認定証は、12月下旬から1月中旬までに当初申込みの方全員に郵送します。

(1) 第二希望以降の園で入園決定した場合

随時申込者や新規申込者で入園が出来ていない人に案内し、その後、第一希望園への転園調整を行います。

また、例年夏～秋頃に行う転園希望調査で、翌年度4月からの転園希望を提出することができます。

## (2) 待機の場合

初回審査後の2月以降、入園希望月の3か月前から入園調整を行います。入園のご案内ができる状況になりましたら、随時、電話にてご連絡をします。

### <参考> 抽選番号の決定方法

当初申込者の抽選番号については、別紙「児童世帯状況調査票」に保護者の方が記入された仮抽選番号と、公開抽選による基準番号をもとに決定します。公開抽選はエコハウス多目的室にて、10月27日(月)10時に行います(市役所職員が1~45の番号が入った抽選箱からくじ引きを1回行い、基準番号を決定します)。なお、施設の都合により、公開抽選の会場に入場できる方は先着20名までとさせていただきます。お越しいただく際は、エコハウスの駐車場は利用できませんので、市役所第2駐車場をご利用ください。基準番号は10月27日(月)17時以降に市ホームページにて公開します。

上記により決定した優先順位をもとに入園調整を行います。

例 公開抽選により決定した基準番号が「5」の場合の抽選番号

仮抽選番号 (保護者が記入した番号)	5, 6, 7, 8, 9, 10・・・45, 1, 2, 3, 4
抽選番号	優先順位 高←1, 2, 3, 4, 5, 6・・・41, 42, 43, 44, 45→低
Aさん	抽選番号1 (仮) <b>5</b> 抽選番号2 (仮) <b>4</b> → 抽選番号1 (決定) <b>1</b> 抽選番号2 (決定) <b>45</b>
Bさん	抽選番号1 (仮) <b>5</b> 抽選番号2 (仮) <b>6</b> → 抽選番号1 (決定) <b>1</b> 抽選番号2 (決定) <b>2</b>
Cさん	抽選番号1 (仮) <b>6</b> 抽選番号2 (仮) <b>5</b> → 抽選番号1 (決定) <b>2</b> 抽選番号2 (決定) <b>1</b>
Dさん	抽選番号1 (仮) <b>6</b> 抽選番号2 (仮) <b>4</b> → 抽選番号1 (決定) <b>2</b> 抽選番号2 (決定) <b>45</b>

4人(Aさん~Dさん)の指数の合計・基本指数が同じ場合は、抽選番号1の小さい方から優先し、抽選番号1も同じ場合は、抽選番号2の小さい方を優先します。例の場合、優先順位は、Bさん>Aさん>Cさん>Dさんの順になります。

## 3 転園調整について

11ページの長久手市保育所等入所選考基準指数表により、クラス年齢ごとに指数の合計が高い順に転園を決定します。指数の合計が同じ場合は基本指数の高い方を優先し、基本指数も同じ場合は抽選番号の小さい方を優先します。

調整は、令和8年度転園希望調査票を提出された在園の方(当初調整のみ)、次に、当初申込みをされた方の順で行い、その後、随時申込みをされた方及び随時転園願を提出された在園の方を、同時に調整します。

市内認可保育施設(従業員枠除く)に在園している方を対象に、例年夏~秋頃に翌年度の転園希望調査を行います。令和8年度分の提出期限等の詳細は、令和7年7月30日以降に園より保護者の方へ配布しています。翌年度転園希望のある方は、用紙を提出してください。(転園希望調査票を受け取られていない在園児保護者の方は、令和7年10月10日が調査票提出期限となりますのでお早めに園へお声がけください。)

定員の都合により、希望園に転園できない場合は、引き続き現在通園している園に通園となります(地域型保育施設の2歳児クラスの方で希望園に転園できない場合は、空きがある園をご案内します)。転園調整結果は、12月下旬から1月中旬(予定)までにお知らせします。

## 4 随時申込みについて

### 1 申込受付期間及び申込方法

令和8年10月以降に入園を希望される方及び当初申込受付期間（令和7年10月10日（金）まで）を過ぎて申込みされる方は、令和7年10月14日（火）以降に市役所子ども未来課保育係窓口にご直接申込みしてください。遠方からの転入等で来庁が難しい方は、子ども未来課にご相談ください。また、10月及び11月は入園のお問合せ等で窓口が混雑することから、お申込みの際にお待ちいただく場合がありますので、ご了承ください。

随時の入園調整は、令和8年2月以降、入園希望月の3か月前から行います。随時申込みは入園希望月の3か月前の月末までにお申込みください。

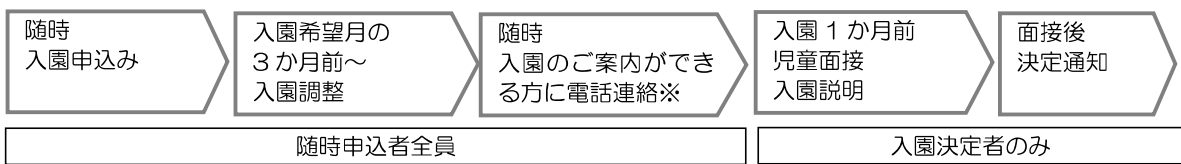
なお、利用調整（入園可否の検討）は次のいずれの条件も満たす最初の月から開始します。

- 1 申込月の翌々月以降であること。
- 2 入園希望月の3か月前以降であること。

例：8月申込・9月入園希望 → 10月以降の入所希望者として調整を行います。

※3か月未満のため

8月申込・1月入園希望 → 1月以降の入所予定者として調整を行います。



※ 入園のご案内ができない方には連絡はありません。

### 2 申込書類

○全員提出 ※様式は市ホームページからもダウンロード可

提出書類		必要部数	備考
①	保育所等入所申込書兼児童台帳	申込児童で1部	16ページ以降の記入例をご確認ください
②	施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書	〃	
③	児童世帯状況調査票	申込世帯で1部	児童の保護者（父、母等）それぞれの書類が必要です。 2ページをご確認ください
④	「保育の必要な事由」の確認書類	申込世帯で1セット	
⑤	番号（マイナンバー）確認書類	〃	②に記載した世帯員の番号確認書類（※）の写しを提出してください。 ※通知カード、個人番号記載の住民票、個人番号カード、個人番号通知書のうち1点
⑥	本人確認書類	〃	②の認定保護者氏名欄に記載した方の本人確認書類（※）の写しを提出してください。 ※運転免許証、個人番号カードなど顔写真付き証明書類1点 顔写真付き証明書類がない場合は、健康保険被保険者証、年金手帳など証明書類2点

保育所等入園申込チェックシートは、随時申込みの方は不要です。

○状況により提出が必要な書類

状況	提出書類	備考
長久手市に転入予定の方	賃貸借契約書又は建築契約書等の写し（契約者名、転入先住所、賃貸開始日又は引渡日の記載があるページ）	
申込児童が出生前の方	申込児童の母子手帳の写し（表紙及び分娩予定日の記載があるページ）	
離婚調停中の方	事件係属証明書の写し	
認可外保育施設利用者で、長久手市に住民票があり、長久手市の認可保育施設の入園できる要件を満たし、月60時間以上預けている方（求職中、育児休業中の要件を除く）。	認可外通園証明書 様式は市ホームページからダウンロード可（子ども未来課窓口でも配付）	認可外保育施設通所助成金の対象となる場合があります。別冊「施設案内」をご覧ください。
障がい者（児）が同じ世帯にいる方（申込児童も含む）	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書等の写し	

### 3 入園調整

11 ページの長久手市保育所等入所選考基準指数表により、クラス年齢ごとに指数の合計が高い順に入園を決定します。指数の合計が同じ場合は基本指数の高い方を優先し、基本指数も同じ場合は抽選番号の小さい方を優先します。

抽選番号については、申込受付時に窓口で決定します。決定した優先順位をもとに入園調整を行い、入園のご案内ができる方には、随時、お電話にてご連絡をします。（入園のご案内ができない方には連絡はありません。）

なお、随時申込の方は、入園決定者のみ決定通知を郵送します。

#### <保育所等入所保留通知書>

市で入園調整を行った結果、入所できなかった場合に発行が可能となります。申込月の翌月以降に発行します。即日の発行はできませんので、必要な時期を確認いただき、2週間前までには子ども未来課にご連絡ください。

## 5 児童の健康・成長に関わる配慮事項について

長久手市では、保育施設を利用する児童の健康・成長に関わる配慮として、以下の対応を行います。

### 1 ならし保育

新たに保育所等に入園する児童について、徐々に保育所等での生活に慣れていただくため、短い保育時間から保育を始める「ならし保育」を実施しています（土曜日及び休園日除く）。

**就労又は就学により入園する児童を対象に、入園日から、育児休業後の仕事復帰日、就労開始日、就学開始日前までの期間、ならし保育を行うことができます。（2週間程度を推奨）**

ただし、ならし保育を利用できるのは、4月1日以降です（年度をまたいでの利用はできません。）。

また、公立保育園については入園式前は希望保育期間のため、4月1日入園の方も入園式翌日以降にならし保育の利用をお願いします。私立保育所及び地域型保育施設については、4月1日からならし保育を利用できる場合があります。（4月1日入園でなくても、入園式の出席は可能です。）

なお、利用料は入園日から発生します。

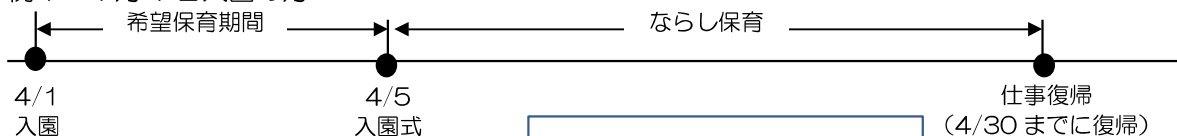
#### 入園日は原則1日又は15日です。

産休明け保育を希望する方で、入園日に不都合のある方は、子ども未来課にご相談ください。就労又は就学によりならし保育を行う方は、入園日から1か月以内に育児休業からの仕事復帰、就労開始、就学開始をしてください。

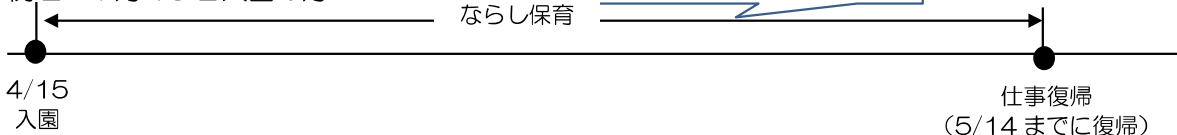
※1日入園の方・・・入園当月1日～月末までに復帰

15日入園の方・・・入園当月15日～翌月14日までに復帰

例1 4月1日入園の方



例2 4月15日入園の方



各保育園の入園式日（予定）

3月24日(火)	てとろ北（私立）
4月1日(水)	ALL4KIDS（私立）
4月3日(金)	コロポックル（私立）
4月4日(土)	アスク（私立）、アートチャイルドケア（私立）、アイン（私立）、はな保育室としょかん通（地域型）
4月7日(火)	長久手ひまわり保育室（地域型）
未定 実施しない園もあり	公立保育園（4月6日（月）又は7日（火））、市が洞（私立）、地域型保育施設（長久手ひまわり保育室・はな保育室としょかん通除く）

## 2 0～1 歳児の授乳・水分補給

哺乳瓶又はコップでミルクが飲めない（又は水分補給ができない）場合、児童の安全が確保できないため、お預かりができない場合があります。入園までに飲めるよう、ご家庭で準備をお願いします。

## 3 食物アレルギー

給食において、食物アレルギーをお持ちの方は、医師の診断書（指示書）に基づき対応します。入園決定後、対象の児童は医療機関への受診をお願いしています。

また、園では、一度も食べたことがない食材については提供を控えています。入園までに様々な食材をご家庭で食べ、「一度も食べたことがない」「入園して初めて食べる」ということがないように、食材の確認を進めておいてください。

## 4 障がい児保育

特別な配慮が必要な児童は、「長久手市障がい児・加配児保育実施要綱」、「長久手市の保育所における医療的ケア児受入れガイドライン」に基づき、児童の身辺自立や言葉の発達の程度、他人との関わり方などを見たとうえで、入園を決定します。（原則保育士1人に対して2人から4人まで）

障がい児保育を希望される場合の入園希望園は、障がい児保育実施園から選択してください。なお、障がい児保育は3歳児クラス以上のみで実施しています。（実施園12ページ参照）上記以外の保育体制が必要と判断した場合は、保育体制が整うまで入所をお待ちいただく場合があります。

保育園入園後、実際にお預かりさせていただき、集団保育が困難であると判断した場合は、進級時に退園となる可能性があります。



## 6 休園日・休日保育事業について

### 1 休園日

日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

※愛知淑徳職場内保育室（AS保育室）及びスマイル☆キッズは土曜日も休園

### 2 休日保育事業

認可保育所及び地域型保育施設を利用している児童を対象に、保護者の就労等により、休日（日曜日や祝日）に家庭での保育が困難な児童に対して、保育園でお預かりする事業です。アスクはなみずき保育園及びてとろ北保育園で実施しています。別途、利用前に登録が必要となりますので、入園決定後、子ども未来課に申請してください。

## 7 保育料等について

### 1 保育料

0～2歳児クラス（当該年度の4月1日現在の年齢です。）の利用者負担額（以下、「保育料」という）は、入園する児童の属する世帯の状況及び入園する児童の保護者に係る市町村民税課税額の合計により算定します。公立、私立保育所及び地域型保育施設いずれも同額です。14ページの令和7年度利用者負担額（保育料）基準額表を参考にしてください。（令和8年度の保育料は未定です。）

3歳児クラス以上の保育料は無償となります。

### 2 主食費及び副食費

3歳児クラス以上は、主食費（ごはん・パン代）及び副食費（おやつ・おかず代）が必要です。主食費及び副食費は、各施設により異なります。別冊の「施設案内」をご覧ください。

なお、年収360万円未満相当世帯及び、同一世帯のうち小学校就学前のきょうだい等が保育所等に同時入園している場合の第3子以降の児童は副食費が免除されます。

### 3 保育料及び副食費の切り替え

市町村民税課税額の合計に基づき、9月に保育料及び副食費を切り替えます。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税課税額に基づく保育料等					当該年度の市町村民税課税額に基づく保育料等 (収入の申告をしていない場合 R8.6 末までに確定申告または市民税申告が必要)						

※保護者が海外で収入を得ていた期間がある場合は、入園決定後に海外収入が分かる書類が必要です。子ども未来課までお申し出ください。

### 4 その他費用

延長保育料やその他費用は、各施設により異なります。別冊の「施設案内」をご覧ください。

## 8 入園申込みに関する注意事項について

入園申込みに関する注意事項です。申込み前に必ず確認してください。

	保育所・地域型保育施設は、家庭の事情により、家庭で十分な保育ができない場合、保護者に代わって児童をお預かりする施設です（入園できる要件は2ページをご覧ください）。「小学校入学準備のため」等の理由で申込みはできません。
申込後の手続きに関する事	当初申込みの受付期間（3ページ参照）を過ぎて申込みされる場合は、随時申込みとなります。
	提出書類に変更が生じた場合、必ず子ども未来課にご相談ください。 転職、退職、その他保育の必要な事由の変更等により指数が下がる場合は、入園取消しとなる場合があります。 ※育児休業復帰予定の方が、元の勤務先に復帰せずに退職をした場合 等
	提出書類に事実と相違があった場合、入園取消し又は退園となる場合があります。
	やむを得ない事情がある場合を除き、申込時点の認定事由が入園後3か月以上継続していることが必要です。
	長久手市に転入予定の方は、入園日の前日までに住民票を長久手市に移してください。
	求職活動の方は、入園後3か月以内に就労証明書を提出できない場合は退園となります。 就労又は就学によりならし保育を行う方は、入園日（原則1日又は15日）から1か月以内に育児休業からの仕事復帰、就労開始、就学開始をしてください。 ※1日入園の方・・・入園当月1日～月末までに復帰 15日入園の方・・・入園当月15日～翌月14日までに復帰
提出書類の記入に関する事	提出書類に記入漏れはないかご確認ください。
	0～4歳児クラスの場合、希望園に長湫東保育園は記入できません。
	3～5歳児クラスの場合、希望園にコロポックル長久手保育園及び地域型保育施設は記入できません。
	園により開所閉所時間が異なります。保育所等一覧（12ページ）や別冊施設案内等で確認の上、希望園を記入してください。
	原則1日又は15日の入園です。 産休明け保育を希望する方で、入園日に不都合のある方は、子ども未来課にご相談ください。 また、入園日はならし保育も含んだ日にちを記入してください。
	「保育の必要な事由」の確認書類（就労証明書等）は、児童の保護者（父、母等）それぞれが必要です。 「保育の必要な事由」が居宅外労働・居宅内労働の方で、自営業の方は、就労証明書の他に添付書類が必要です（2ページ注意事項参照）。
申込書類は、一度受理すると返却できません。必要な方はあらかじめ写しをお取りください。	
当初申込の方	郵送の方は、あて先は正しく記入してあるかご確認ください（3ページ参照）。
	当初申込の方全員に、指数と不備内容を記入した「保育所等入園チェックシート」を各ご家庭へ郵送します。10月17日（金）から1週間が経過してもチェックシートが届かない場合は、子ども未来課にお問合せください。
	当初申込の方（3ページ参照）は、令和7年10月24日（金）までに揃っている書類で初回の審査を行います。

長久手市保育所等入所選考基準指数表

基本指数

番号	区分	保護者の状況 (児童の保育に当たらない場合)	基本指数
1	就労	居宅外 居宅内 労働	10
		月155時間以上の就労を常態	9
		月120時間以上月155時間未満の就労を常態	8
		月90時間以上月120時間未満の就労を常態	7
2	出産	月60時間以上月90時間未満の就労を常態	7
		農地50a以上、畜産又は林業	6
		農地30a以上50a未満	5
		農地20a以上30a未満	5
3	疾病等	月60時間以上の就労を常態	8
		1月以上を要する場合	10
		1月以上の常時病臥・感染性 常時安静を要する場合	10
		一般療養中	8
4	介護	1・2級又はA判定	6
		3級又はB判定	10
		4級以下又はC判定	8
		病院等付添	6
5	災害	月15日以上の付添	8
		寝たきり者・1・2級又はA判定障がい者及び要介護 度4以上の者の常時介護	10
		寝たきり者・1・2級又はA判定障がい者及び要介護 度4以上の者の介護	8
		上記以外の介護	6
6	求職	上記以外の介護	10
		災害の復旧にあたってしている場合	2
7	就学	求職活動のため外出を常態としている場合 (起業準備を含む)	7
		学校教育法に定める学校、職業訓練施設等に月60時間以上通学 (通信 教育課程を含む)	1
8	その他	有児休業中の保育所の利用 (3歳クラス以上で次年度以降の復帰日)	5
		上記に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合	5

調整指数

番号	状況	調整指数
1	母子・父子世帯またはこれらに準ずる世帯	+3
2	父又は母が愛知県外に単身赴任で居住している	+1
3	保護者の入園する要件 (基本指数) が「疾病等」以外で、同居している父又は母が障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれかを取得している	+1
4	新年度長久手市の認可保育施設継続在籍児の兄弟姉妹入所	+2
5	長久手市の認可保育施設に兄弟姉妹同時申請	+1
6	申込児童を認可外保育施設等に有償で預けている	+1
7	父又は母が長久手市の認可保育施設及び認可外保育施設において、保育士として月60h以上 (休憩除く) 継続的に就労する (予定者を含む)	+1
8	保護者の育児休業取得により長久手市の認可保育施設を退所し、就労を理由として再度保育を希望する	+1
9	生活保護法適用世帯	+2
10	虐待やDVを受けている、里親委託が行われている等社会的養護が必要な場合	別途判断
11	保育料を滞納している世帯	-5

【備考】

- 障がい児保育については、別に判定を行います。
- 基本指数は、同一世帯の中で最も低い指数の人で判定を行います。
- 基本指数が二つの区分を満たす場合は、指数の高い方で判定を行います。
- 入所希望者の指数の合計が同じ場合は、基本指数の高い方を優先し、基本指数も同じ場合には抽選番号の小さい方から優先して順位を決定します。
- 育児短時間勤務の場合は、就労契約時間の指数で選考します。
- 就労契約時間は、残業時間及び休憩時間を含まない時間を指します。
- 調整指数4及び5のいずれも満たす場合は4の指数のみを対象とします。
- 調整指数6の認可外保育施設等については、長久手市に住民票があり、長久手市の認可保育施設の入園要件を満たし、月60時間以上預けていることがわかる通園証明書等の提出がある方が対象です。(ただし、求職中、育児休業中の方を除く。)
- 当初申込みの算定基準日は、10月24日です。

基本指数	調整指数	合計	抽選番号1	抽選番号2
------	------	----	-------	-------

R7.9.1改正

# 長久手市内保育所等一覧(令和8年4月1日現在)

各施設の詳細は、別冊の「施設案内」をご覧ください。

## 【保育園】

保育園名	所在地	電話 (局番0561)	開所時間 (全日)	閉所時間 (月～金曜日)	閉所時間 (土曜日)	給食	利用 定員	対象 年齢 (※1)	障がい児保育 (3歳児クラス以 上)	設置運営主体
①上郷保育園	前熊前山173番地2	62-3173	7:30から	19:00まで	18:00まで	自園 調理	232人	0～5歳	○	長久手市 (公立)
②色金保育園(※2)	岩作中島13番地	62-0136	7:30から	18:00まで	上郷利用	給食 センター	229人	0～5歳	○	〃
③長瀬東保育園	東狭間703番地	62-0033	7:30から	18:30まで	長瀬北利用	〃	134人	5歳	○	〃
④長瀬西保育園	作田二丁目1701番地	62-1665	7:00から	19:00まで	長瀬北利用	〃	236人	0～5歳	○	〃
⑤長瀬北保育園	鴨田1001番地2	62-2930	7:30から	18:30まで	18:00まで	〃	266人	0～5歳	○	〃
⑥長瀬南保育園	砂子1204番地	64-3733	7:30から	18:00まで	上郷利用	〃	133人	0～5歳	○	〃
⑦市が洞保育園	市が洞一丁目401番地	64-5620	7:30から	19:00まで	18:00まで	自園 調理	133人	0～5歳	○	(株)ホビンスエデュカ7 (私立)
⑧アスクはなみずき保育園	仲田1609番地	64-5161	7:30から	19:00まで	18:00まで	〃	100人	0～5歳	○	(株)日本保育サービス (私立)
⑨アートチャイルドケア長久手保育園	東原山46番地101	65-0124	7:30から	19:00まで	18:00まで	〃	60人	0～5歳	○	アートチャイルドケア7(株) (私立)
⑩アインながて保育園	山桶117番地	62-4158	7:00から	19:00まで	18:00まで	〃	89人	生後57日 ～5歳	○	中央出版(株) (私立)
⑪てとろ北保育園	池田61番地4	76-0678	7:30から	19:30まで	19:30まで	〃	90人	生後57日 ～5歳	○	(福)てとろ (私立)
⑫ALL4KIDS ナーサリースクール長久手	市が洞二丁目801番地	56-2860	7:30から	19:00まで	18:00まで	〃	90人	生後57日 ～5歳	○	(福)ウイズ (私立)
⑬コロポックル長久手保育園	坊の後1418番地	59-7677	7:30から	19:00まで	18:00まで	〃	47人	0～2歳	○	(有)杜森キッズワールド (私立)

(※1)対象年齢が0歳からと記載のあるものは生後6か月経過後の翌月1日から対象です。

長瀬東保育園については、令和8年度末の閉園に伴い、令和8年度は5歳児クラスを受入れます。

入所申込状況等により、受け入れ人数を調整することがあります。

(※2)医療的ケア実施園です。

## 【地域型保育施設】(0～2歳児クラス)

### <小規模保育>

長久手ひまわり保育室	井堀208番地 エクスル川本パートII	62-9990	7:30から	19:00まで	18:00まで	自園 調理	12人	生後57日 ～2歳		
はな保育園はなみずき通	五合池1408番地 ポールパーク2階	61-6211	7:30から	18:30まで	18:00まで	〃	19人	生後57日 ～2歳		
フィリオ長久手	葛蒲池1101番地	64-0500	7:30から	19:30まで	19:30まで	〃	19人	0～2歳		
はな保育園とよかん通	桜作708番地	56-7750	7:30から	18:30まで	18:00まで	〃	19人	生後57日 ～2歳		
memorytree保育室 長久手園	山野田629番地	59-7677	7:30から	19:00まで	19:00まで	〃	19人	0～2歳		

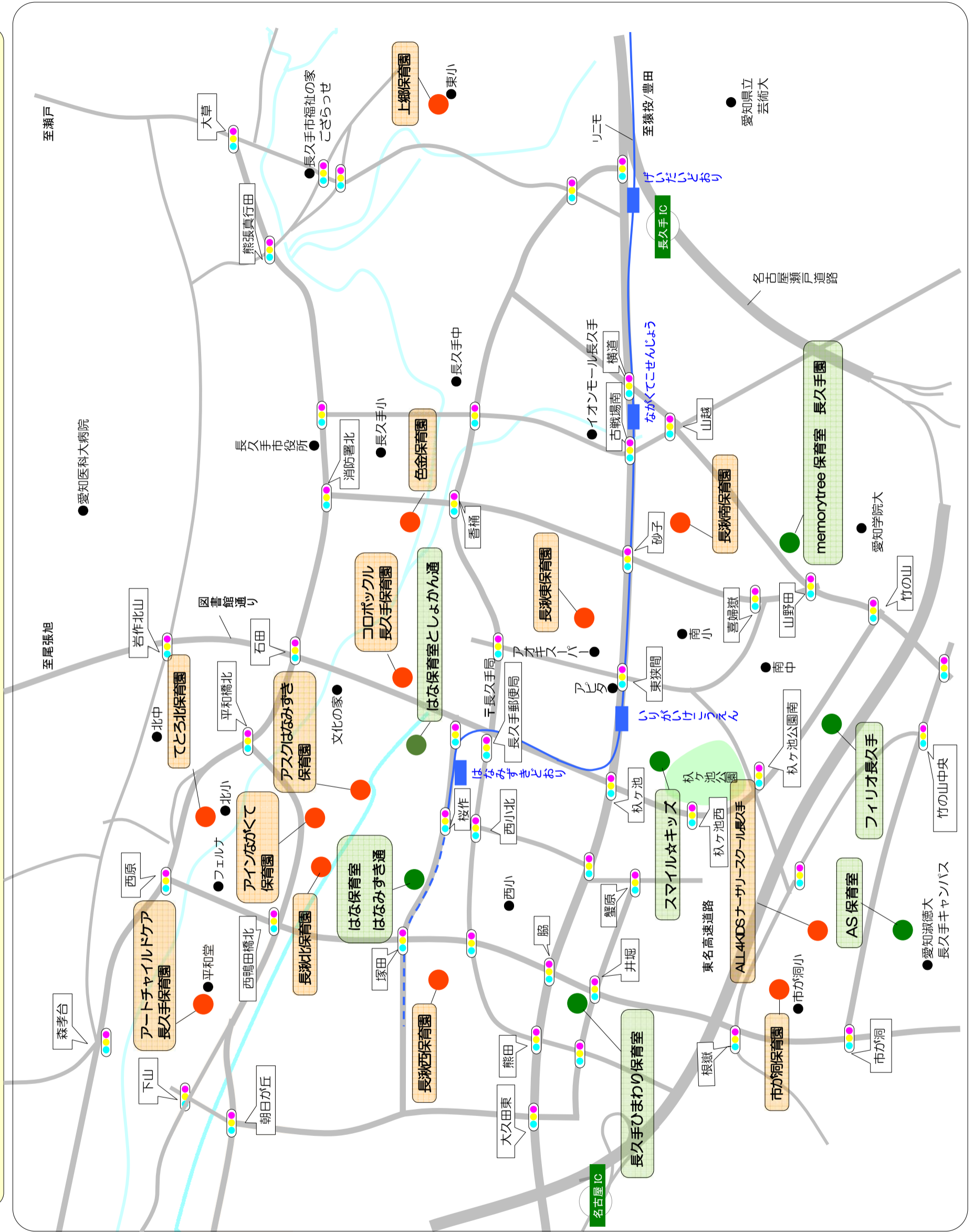
### <事業所内保育>

愛知源徳職場内保育室(AS保育室)	片平二丁目9番地	56-0020	8:00から	19:00まで	—	自園 調理	5人 (地域枠)	0～2歳		
-------------------	----------	---------	--------	---------	---	----------	-------------	------	--	--

### <家庭保育室>

スマイルキッズ	林ヶ池1302番地 ボニービルC棟101	62-8123	8:00から	18:00まで	—	自園 調理	5人	0～2歳		
---------	-------------------------	---------	--------	---------	---	----------	----	------	--	--

# 長久手市 認可保育施設マップ (R8.4)



令和8年度の保育料は未定です。参考として、令和7年度の保育料表を掲載します。

令和7年度 長久手市保育認定（2号・3号認定）利用者負担額（保育料）基準額表  
（令和7年10月1日以降分）

【表1】

（単位：円）

階層区分		月額保育料						
		3号（3歳未満児）		2号（3歳児）		2号（4歳児以上）		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯			0		0		0
B	市町村民税非課税世帯			0		0		0
C	市町村民税均等割のみ課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯）			7,000		0		0
D 1	48,600円未満		10,000	9,800	0	0	0	0
D 2	D 2 a	48,600円以上 57,700円未満	13,000	12,700	0	0	0	0
	D 2 b	57,700円以上 58,000円未満	13,000	12,700	0	0	0	0
D 3	58,000円以上 69,000円未満		16,000	15,700	0	0	0	0
D 4	D 4 a	69,000円以上 77,101円未満	22,000	21,600	0	0	0	0
	D 4 b	77,101円以上 85,000円未満	22,000	21,600	0	0	0	0
D 5	D 5 a	85,000円以上 97,000円未満	28,000	27,500	0	0	0	0
	D 5 b	97,000円以上 101,000円未満	28,000	27,500	0	0	0	0
D 6	101,000円以上 120,000円未満		34,000	33,400	0	0	0	0
D 7	120,000円以上 138,000円未満		39,000	38,300	0	0	0	0
D 8	138,000円以上 169,000円未満		44,000	43,200	0	0	0	0
D 9	169,000円以上 230,100円未満		49,500	48,600	0	0	0	0
D 10	D 10 a	230,100円以上 301,000円未満	52,500	51,600	0	0	0	0
	D 10 b	301,000円以上 397,000円未満	52,500	51,600	0	0	0	0
D 1 1	397,000円以上		55,000	54,000	0	0	0	0

備考

- この基準額表にいう年齢は、年度当初において達している年齢とする。（年度途中で年齢区分の変更は行わない。）
- この表の階層区分の認定は、4月から8月までは前年度の市町村民税課税額で、9月から翌3月までは当該年度の市町村民税課税額で行う。
- 市町村民税の課税額は、入所児童の属する世帯のうち、入所児童の保護者に係る課税額の合計とする。この場合、市町村民税の額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、また、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金控除、外国税額控除等を差し引く前の額とする。）をいう。
- この表のC階層からD 2 a階層までに属する世帯であって、生計を一にする特定被監護者等のうちその出生が最も早いものから順に数えて第2番目の3号教育・保育給付認定こどもに係る保育料は、表1に定める額に2分の1を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とし、第3番目以降の3号教育・保育給付認定こどもに係る保育料は、表1にかかわらず0円とする。
- この表のC階層からD 5 a階層までに属する世帯であって、生計を一にする満18歳未満の特定被監護者等（満18歳未満に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。以下同じ。）のうちその出生が最も早いものから順に数えて第2番目以降の3号教育・保育給付認定こどもに係る保育料は、表1にかかわらず0円とする。

- 6 児童の属する世帯が次に掲げる世帯（以下「ひとり親世帯等」という。）の場合で、C階層からD4a階層に属する世帯のときは、表2に掲げる額とする。
- (1) 「母子世帯等」 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
  - (2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
    - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
    - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
    - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
    - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
  - (3) 「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

【表2】

階層区分	月額保育料					
	3号（3歳未満児）		2号（3歳児）		2号（4歳児以上）	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
B又はC	0	0	0	0	0	0
D1	4,500	4,400	0	0	0	0
D2a	6,500	6,350	0	0	0	0
D2b	6,500	6,350	0	0	0	0
D3	8,000	7,850	0	0	0	0
D4a	9,000	9,000	0	0	0	0

- 7 6に該当する世帯のうち、生計を一にする満18歳未満の特定被監護者等でその出生が最も早い者から順に数えて第2番目以降の3号教育・保育給付認定こどもに係る保育料は0円とする。
- 8 4から7に該当しない世帯において、同一世帯から2人以上の負担額算定基準子どもが保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、企業主導型保育施設等に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合には、出生が最も早いものから順に数えて第2番目の3号教育・保育給付認定こどもに係る保育料は、表1に定める額に2分の1を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とし、第3番目以降の3号教育・保育給付認定こどもに係る保育料は、表1にかかわらず0円とする。
- 9 8の規定に該当しない世帯のうち、表1のD5b階層からD10a階層までに属する世帯については、生計を一にする満18歳未満の特定被監護者等でその出生が最も早いものから順に数えて第2番目以降の3号教育・保育給付認定こどもに係る保育料は、表1に定める額に2分の1を額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。
- 10 生計を一にする満18歳未満の特定被監護者等でその出生が最も早いものから順に数えて第3番目以降の3号教育・保育給付認定こどもに係る保育料は、表1にかかわらず0円とする。
- 11 公立保育所で延長保育を利用する児童の属する世帯に係る保育料は、表1及び各項の規定により算出した利用者負担額に、次の表の利用区分に応じた延長保育料を加算した額とする。ただし、基準額表のA階層の世帯に属する場合又はB階層からD1階層に属し、ひとり親世帯等に該当する場合は、延長保育料を加算しない。

利用区分	単位	延長保育料
午前7時から午前7時30分まで	1回	100
午後6時30分から午後7時まで	1回	100

- 12 この表における市町村民税の課税額は、教育・保育認定保護者又は当該教育・保育認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、特定教育・保育施設等の利用者負担上限に係る市町村民税所得割を算定するものとする。なお、算定に当たっては市町村民税所得割に8分の6を乗じた額をもとに利用者負担を決定する。

保育所等入所申込書兼児童台帳

様式第1号  
提出日を記入してください。

受付欄  
長久手市長 殿 令和 7年 9月 16日  
(〒480-0000)

申込時に長久手市に未転入の場合は、  
現住所を記入してください。

保護者住所 長久手市 0001-1 00住宅A-3  
保護者氏名 山田 光太郎

申込児童が出生前の場合は、氏名は名字のみ、生年月日は分娩予定日を記入してください。(性別は判明している場合のみ記入。)

入所児童 (ふりがな) やまだ じろう 山田 次郎 性別 男

第1希望 000保育園  
第2希望 000保育園  
第3希望 000保育園  
第4希望 000保育園  
第5希望 000保育園  
第6希望 000保育園  
第7希望 000保育園

記載された園のみで入園調整を行います。希望する園は全てご記入ください。

入園希望日 (ならし保育期間を含む) を記入してください。  
※原則1日又は1.5日の入園です。  
※休休あけ保育を希望する方で、入園日に不都合のある方は、子ども未来課にご相談ください。  
※ならし保育については8ページを御確認ください。

保育の実施を希望する期間 令和 8年 4月 15日から 11月 15日まで  
※「保育の実施を希望する期間」は、保  
面等：( 1 ) ( 1 )

保育の実施を必要とする理由  
○入所児童の家庭の状況

2ページにある『入園できる要件』を確認し、児童の保育ができない理由を1～10までの該当する番号を( )内に、左から父、母の順に記入してください。

山田 花子 兄  
やまだ じろう 山田 太郎  
やまだ 山田 太郎

職業等 (勤務先・学校名)  
運転手  
会社員  
園児  
00保育園

生年月日 (和暦)  
S63・6・6  
S64・3・3  
R2・2・2  
R6・12・12

備考  
入園希望日時点の状況(予定)で記入してください。  
【例】令和8年度小学校に入学する場合は小学生としてください。  
00菓子店  
日(保護等開始)

市記入欄  
入所決定した保育所等  
見取番号(世帯番号)

記入例 (当初申込者のみ提出)

申込児童氏名(生年月日) ④ 山田 次郎 (R 4.5.5) 山田 (R 7.12.12)  
申込児童氏名(生年月日) ③

書類名 書類名 部数・対象者 チェック

保育所入所申込書兼児童台帳 申込児童で1枚

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 //

児童世帯状況調査票 申込世帯で1枚

「保育の必要な事由」の確認書類 申込世帯で1セット 下表参照

番号確認書類 個人番号カード又は通知カード等の写し 世帯全員

本人確認書類 個人番号カード又は運転免許証等の写し 申請者(父又は母)

保育園入園申込チェックシート(本紙) 申込世帯で1セット

○「保育の必要な事由」の確認書類 ※児童の保護者(父、母等)それぞれの職種が異なります。

入園要件	書類名	父	母
就労	就労証明書 (入園案内2ページ参照)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
自営	就労証明書及び確定申告書等の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
出産	母子手帳の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
疾病	診断書又は手帳の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護	対象者の診断書又は手帳の写し及びタイムスケジュール	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
災害	り災証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
求職活動	提出書類不要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就学	在学証明書及びカリキュラム	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

○状況により提出が必要な書類

区分	書類名	チェック
長久手市に転入予定の方	賃貸契約書又は賃貸契約書等の写し	<input type="checkbox"/>
申込児童が出生前の方	母子手帳の写し	<input checked="" type="checkbox"/>
離婚調停中の方	事件係属証明書の写し	<input type="checkbox"/>
認可外保育施設に通園している方	認可外通園証明書の写し	<input type="checkbox"/>
障がい者(同)と同居している方 (申込児童も含む)	手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書等の写し	<input type="checkbox"/>

記入不要



記入例

児童世帯状況調査票

記入日 R 7. 9. 16

申込児童氏名	性別	生年月日	第一希望園
山田 次郎	男	R 4. 5. 5	000 保育園
山田	男	R 7. 12. 12	000 保育園

申込児童が出生前の場合は、氏名は名字のみ、生年月日は分娩予定日を記入してください(性別は判明している場合のみ記入)。

- 1 連絡先について
- ① 000 山田 花子 続柄： 母 )
- ② 000 - 0000 - 0000 (保護者氏名： 山田 光太郎 続柄： 父 )

- 2 現在の保育状況について (複数回答可、申込児童が出生前の場合は回答不要です)

- 自宅で父母が保育又は親族等が保育 (続柄： )
- 職場に同伴 (  父  母  祖父 )
- 幼稚園利用 (施設名： )
- 認可園利用 (施設名： )
- 認可外保育施設利用 (施設名： )
- 一時保育又はその他託児施設利用 (施設名： )

- 3 申込児童の生育歴及び心身の状況について (申込児童が出生前の場合は回答不要です)

児童氏名	山田 次郎	異常「有」なら、異常の名称を記入。
妊娠中の状況 (異常)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (内容： )	<input type="checkbox"/> 無
出産時の状況	<input type="checkbox"/> 安産 ( <input type="checkbox"/> 難産 )	<input type="checkbox"/> 早産 ( <input type="checkbox"/> 未熟 )
出産時体重	3, 200 g	難産の場合は胎子分娩等の内容を記入してください。
哺乳	<input checked="" type="checkbox"/> 母乳 <input type="checkbox"/> 人工 <input type="checkbox"/> 混合	<input type="checkbox"/> 母乳 <input type="checkbox"/> 人工 <input type="checkbox"/> 混合
健診時の指摘事項	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 受診していない	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 受診していない
持病・病歴	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (病名： )	現在病院にかかっている病名、内容： )
熱性けいれん	<input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 病名： )	<input type="checkbox"/> 有 (病名： )
てんかん	<input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 病名： )	<input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 病名： )
アレルギー	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (内容：卵、乳 )	<input type="checkbox"/> 有 (内容： )
その他気になること	<input checked="" type="checkbox"/> 言葉 <input type="checkbox"/> 行動 <input type="checkbox"/> 理解 <input type="checkbox"/> 食事 <input checked="" type="checkbox"/> 発達	言葉 <input type="checkbox"/> 行動 <input type="checkbox"/> 理解 <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> 発達
	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他
	言葉がゆっくり・不明瞭 落ち着きがない 偏食がある など	

\*病歴には、おたふくかぜ、はしか、みずぼうそうなど流行性の病歴を記入してください。

(裏面に続く)

4 きょうだいについて

- (1) 申込児童以外の就学児童きょうだいについて  有 (以下回答してください)  無 (2)に選んでください)

氏名	続柄	生年月日	保育・就園状況
山田 太郎	兄	R 3. 2. 2	000 保育園に在園・未申込 ( <input type="checkbox"/> 認可園同伴 <input type="checkbox"/> 育休 <input type="checkbox"/> その他 )
			に在園・未申込 ( <input type="checkbox"/> 認可園同伴 <input type="checkbox"/> 育休 <input type="checkbox"/> その他 )

- (2) きょうだい同時申込について  有 (以下回答してください)  無 (5)に選んでください)

\*入園調整において、第一希望の園にきょうだいが同時に入園することができない場合の参考としますので、希望を記入してください。

A・B それぞれの項目で、いずれかにチェック (  ) してください

A きょうだいが入園が予定した場合 (いずれかにチェック (  ) してください)

希望順位が下がっても、きょうだいが同園となる園への入園

きょうだいが別園でも、希望順位とおりの園への入園を希望

B きょうだいのいずれかが予定した場合 (いずれかにチェック (  ) してください)

いずれが予定しても希望する。

入園を希望しない。

→ 申込児童以外は待機となります。

→ 申込児童全員が待機となります。

- 5 入園調整の優先順位について (当初申込者のみ記入してください)

下枠に 1~45 の数字の中から異なる数字を 2 つ記入してください。合計指数・基本指数が同じ場合に使用する抽選番号については、記入された仮抽選番号と公開抽選による基準番号をともに決定します。入園調整の優先順位の詳細については、入園案内の 6 ページをご覧ください。

抽選番号 1 (仮) 5

抽選番号 2 (仮) 4

- 6 世帯の状況について (該当者のみチェック (  ) してください)

(1)-1 申込児童について

申込時点で出生していない 出産予定日 令和 7 年 12 月 12 日

申込時点で未転入

(1)-3  育児休業取得により長久手市の認可保育施設を退所し、就労を理由として再度保育を希望する

(1)-4  (育児休業中で3歳以上申込の方) 令和8年度中に育児休業から復帰する。

(2)-1 保護者の状況について

母子父子世帯又はこれらに準ずる世帯に該当する

父又は母が愛知県外に単身赴任している

【保護者確認欄】 下にチェック (  ) し、記入者が自筆で署名してください。

申込児童及び世帯に関する状況及び希望について、誤りはありません。

調査票の内容は、入園調整 (審査)、面接及び特機児童調査の参考資料となります。

内容変更がある場合は連絡が必要です。申し出の時期により入園調整に反映できない場合があります。

育児休業延長のための申込ではありません。

障がい児・加配児保育について、長久手市障がい児・加配児保育実施要綱等により、入園の可否を決定することを確認しました。

記入者名欄 山田 花子 申込児童との続柄：父 (母) 祖父・祖母・他 ( )

## 13 よくあるご質問

Q 年度の途中で誕生日を迎えます。クラス年齢は変更になりますか。

A 4月1日時点の年齢でクラスが決定します。年度の途中で誕生日を迎えても、クラスは変わりません。

Q どのくらいの時間、子どもを預けることができるのですか。

A 就労等の時間＋通勤・送迎時間＋20分程度で、保育時間が決定します。なお、開園している時間を超えての保育はできません。

Q 職場が長久手市にあります。保育園の申込みはできますか。

A 本市に住民票がある、又は、本市へ転入予定でないとお申込みできません。転入予定の方は、賃貸借契約書又は建築契約書等の写しの提出が必要です。

Q 育児休業中でも保育園の利用はできますか。

A 0～1歳児クラスは入園の要件を満たさないため、利用できません。2歳児クラス以上の児童のうち、要件を満たす児童は、集団保育の必要性などから、育児休業中でも利用の継続は可能です。

Q 当初申込みでは、4月入園希望の方が優先されますか。

A 当初申込みの方であれば、入園希望月により優先度が変わるということはありません。

Q 育児短時間勤務の予定ですが、その勤務時間で指数は決まるのですか。

A 育児短時間勤務の時間ではなく、就労契約時間で決まります。

Q 保育園に入園できなかった場合、毎月申込みをする必要がありますか。

A 未入園の方は、年度毎のお申込みが必要ですが、年度内であれば毎月の申込みは必要ありません。

Q 入園申込を取り下げ・入園辞退したいのですが、手続はありますか？

A 申込を取り下げる、市外へ転出するという場合は、保育所等入所申込取下書を提出してください。入園辞退の場合は、入所辞退届を提出いただく必要があります。

Q 入所保留通知書はどのように発行されますか

A 発行の条件として、入園調整の結果、入所ができないこと及び発行時点で住民票があり、入所申込から変わらず保育要件があることが必要です。通知は、入園申込日の属する月の翌月以降（8月に申込んだ場合9月以降）で、発行依頼があってから2週間程度で保育所等入所申込兼児童台帳の写しと併せて発行いたします。

Q 育児休業復帰日が変更になり、入園希望日を変更したいのですが、可能ですか。

A 入園決定園との調整になりますので、速やかに入園決定園または子ども未来課保育係へご相談ください。なお、育児休業期間が変更の場合、育児休業期間変更後の証明書を提出いただく場合があります。

Q 仕事が休みの時は、子どもは保育園を休ませないといけないのですか。

A 平日は園に通っていただけますが、保育短時間の時間内での送迎をしてください。

Q 保育時間を変更したいのですが、どのようにしたらよいですか。

A 保育時間により、支給認定の変更が生じる場合、年度途中での支給認定の変更はお受けできない場合があります。そのため、支給認定が変わる場合は、在籍園を通じて、変更を希望する月の前月15日までに支給認定変更申請書及び根拠となる書類（就労証明書等）の提出が必要です。それらをもって、保育時間や必要であれば支給認定を変更します。

Q 市外へ転出した場合、いつまで今の保育園に通えますか。

A 市外へ転出した月の月末まで通うことができます。その場合、事前に退所届を提出してください。なお、転出先の認可保育施設等と二重在籍はできません。

Q 保護者の仕事等で長期間保育園を休むことはできますか。

A 最大2か月まで休むことができます。2か月を超えるお休みの場合は退園となり、再度入園を希望される際にはもう一度入園申込みをいただく必要があります。

また、2か月以内で休まれる場合、保育料については、お休み期間分もお支払いいただく必要があります。給食費については、条件を満たしたうえでお支払いを停止できる場合があります。